

三 運送法

1 総説

コロキウム二日目(二〇〇三年六月二日)の午前中を使って、運送法セッションが行われた。万国海法会において作成された海上物品運送条約の草案が、二〇〇二年から国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)において検討されているが、⁽¹⁾そこでの議論の進展を受けて若干の問題が取り上げられた。運送法セッションの議長を務めたのは、万国海法会「運送法の諸問題」国際小委員会の議長であった Stuart Beare 氏(英国)である。

2 セッション前半

セッションは休憩を挟んで二つのパートに分かれたが、最初のパートでは、まず Philippe Delebecque 教授(フランス)⁽²⁾が、万国海法会によって二〇〇一年末に UNCITRAL に提出された条約草案の基本的な概観を行った。続いて Michael Sturley 教授(米国)⁽³⁾、Francesco Berlingieri 教授(イタリア)⁽⁴⁾によって、履行当事者(performing party)

藤田友敬

の取り扱いをめぐる報告がなされた。履行当事者の取り扱い⁽⁵⁾は、コロキウム直前の UNCITRAL 第三回作業部会（二〇〇三年三月四月）において検討がなされ、UNCITRAL での議論において重要な争点となりつつあるものである。まず Sturley 教授が、UNCITRAL で議論の対象に上ったいくつかの考え方と、それが具体的にどのような違いをもたらすかという最新の情報を、非常に分かりやすく整理し説明した。ついで Berlingieri 教授が、この問題についてのイタリア政府の立場と⁽⁶⁾その背後にある基本的な考え方について説明した。その後のフロアからの質問は皆無であり、実質的な議論はほとんどなされることはなかった。

3 セッション後半

ついで休憩を挟んだ後に、管轄・仲裁の問題が取り上げられ、Ralph De Wit 教授（ベルギー）⁽⁷⁾、Stuart Hetherington 氏（オーストラリア）が報告を行ったうえで、質疑応答がなされた。管轄・仲裁の問題は、現在のところ条約草案においては取り上げられていないが、UNCITRAL の検討においては、今後取り上げるべきであるとの意見が強く主張されているところである。Wit 教授は、ヨーロッパ域内における管轄をめぐる規律について紹介しつつ、そこから学ぶべきことは何かという観点から、いくつかの論点を紹介検討した。

他方、Hetherington 氏は、オーストラリアの国内法における管轄・仲裁の規律についての紹介を行った。オーストラリアは、管轄・仲裁について荷主の利益を保護する立法を行っていることで知られているが、その立法および関係する判例についての手際の良い紹介がなされた。質疑においては、判決の承認・執行の問題も含めて考える必要があるのではないか、管轄の合意をめぐっては紛争発生前のそれか紛争発生後のそれかで区別すべきではないか、いわゆる negative declaratory judgment の扱いについても問題はないかといった具体的な疑問に加え、はたして管轄・仲

裁に関するヨーロッパのルールはより広い国際社会におけるほう統一のための「モデル」となりうるのかといった根源的な疑問も呈せられた。⁽⁸⁾

4 まとめ

ボルドー・コロキウムにおいては、運送法に割り当てられた時間も限られており、報告自体が非常に圧縮されていることに加え、またすべての報告について資料が事前配布されていたわけでもなく、そういう意味では内容的には充実したものと言いたい面があった。また報告の後の質疑は、——一部に優れた質問がないわけではなかったもの——、輪をかけて低調であった。これはある意味では自然な成り行きとも言える。というのも、すでに条約草案それ自体は確定しており（この点で、条約草案作成過程でなされたトレド・コロキウムやシンガポール国際会議等とは根本的に異なる）、この時期に CMI の場で議論する意義は、もともとあまり大きなものとはいえなかったからである。仮にこの問題をコロキウムで取り上げるとしても、そのやり方としては、条約草案の UNCITRAL における検討状況がどのようなになっているのか、そこで一番の対立点はどこにあるのか、今後の作業のスケジュールはどうなっているのかといった内容についての基本的な情報提供とそれを踏まえた質疑あるいは意見の聴取に徹した方がよかったのではないかと思われる。そういう意味ではやや焦点が定まらないセッションであるという印象を受けた。

- (1) UNCITRAL の検討状況については、UNCITRAL のウェブサイト (<http://www.uncitral.org/>) から情報入手できる。
- (2) Delbecq 教授（パリ第一大学）は、UNCITRAL 作業部会には、フランス政府代表として参加している。
- (3) Sturley 教授（テキサス州立大学）は、UNCITRAL 作業部会には、米政府代表団の一員として参加している。
- (4) Berlingieri 教授（ジェノバ大学）は、UNCITRAL 作業部会には、イタリア政府代表として参加している。

- (5) 草案では、実行運送人を含む運送人の履行補助的な立場の人間を広くこのように称する。草案117参照。
- (6) A/CN.9/WG.III/WP.25 (前記のUNITRALのウェブサイトで入手できる)。
- (7) WIJ教授(フリュクシャル自由大学)は、UNITRAL作業部会には、FIATAの代表として参加して欲しい。
- (8) この点について報告書であるWIJ教授も、別にヨーロッパのルールを範とせよと主張するものではないがコメントした。